

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	氷見市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.himi.toyama.jp/hp/departmentTop/soumu/soumu/soumu/no_de_33413

執行機関名 氷見市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(昭和58年氷見市条例第1号)による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		氷見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項第2号 氷見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則別表第1 第7の項 氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(昭和58年氷見市条例第1号)第1条
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(昭和58年氷見市条例第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、 <u>重度心身障害者等</u> に対し、医療費の一部を助成することにより、 <u>重度心身障害者等の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(昭和58年氷見市条例第1号)